

みなさまこんにちは。ただいまご紹介いただきました梶川です。私はよくお坊さんにまちがわれてどこの宗派ですか？とよく聞かれますが、お坊さんではありません。また認知症のおじいさん、おばあさんには足元にお供え物らしきものをおかれたりしまして、お地蔵さんに間違われたりしますが、お地蔵さんでもありません。ただいまご紹介いただいた日本高齢者虐待防止センターのものです。本日はみなさまとごいっしょに高齢者虐待の問題について考えてまいりたいと思っております。私のお話は柱が3つあります。ひとつの柱はそもそも高齢者虐待とは、どういう問題を高齢者虐待というのか。二つ目はみなさんがそういう事例に出くわした場合に皆様方は何をどうしたらいいといわれているのか。そういうのが柱です。ある程度指針をお持ちいただけたらと思います。具体的にはお手元に資料をお配りさせていただいております。それにそってお話を進めてまいります。ではそもそも高齢者虐待とは何か？ということですが、高齢者虐待とはふるくて新しい問題だといわれております。高齢者の虐待とは何も最近になって急にはじまったことではなく太古の昔からおこなわれていた、これは人権侵害の問題としてあった。じゃあ新しい問題とは何か？社会問題化したのは新しいことです。日本の取り組みの歴史を振り返ると、1987年に「老人虐待」という本をカネヨシヒコ先生 精神科のお医者様ですが、書かれました。これがおおやけに老人虐待 高齢者虐待という言葉が使われた、わが国では最初だといわれています。その後92年にわたしどもの高齢者虐待防止センターの前身であります、高齢者処遇研究会、これは研究者、施設職員などが集まった民間の団体ですが、そこがはじめて全国規模の家庭内の虐待調査を行いました。これがこの問題の取り組みのとつかかりであるといわれています。その後さまざまな調査研究が行われました。平成15年には厚生労働省が家庭の介護の虐待調査を行いました。平成17年に高齢者虐待防止法が制定され平成18年の4月1日から施行されました。これが駆け足のわが国の歴史であります。古くからあった問題の割には社会問題化したのはあたらしいわけでして、それはおおざっぱにいって3つ理由があって社会問題になるのが遅れたといわれています。それが高齢者虐待を理解するのに特徴的なことです。まず1番目、高齢者虐待の定義がとてもむずかしかった。いまも法律はできましたが、かなりあいまいな部分があります。今日も題になっていますが、これも虐待なの？虐待じゃないの？この問題を明確にすることが難しい。たとえば、介護者がオムツをはずしたら、おばあちゃんが便をこねまわす。おもいあまっておしりをたたきました。あるいは手をつねってひねると、あざができちゃう。このあざが3つまでならセーフで4つ以上なら虐待 というような明確な基準はない。そうするとあいまいじゃないかとなる。また心理的虐待というのがある。高齢者のかたの心に深い傷をおわせるというもの。これはもっとあいまいです。たとえば私の場合は、こんなあたまになりはじめたのは20代後半であります。明るい所、光が当たるところが非常にいやなんですね。明るいとかけるのでとても気になっておりました。ところが電車、バスな

どにのりますと、後ろの席にいやながきがいてハッといつたりして。わたしの頭を指差すわけです。じつに私の心に傷をつけるわけです。また夏になりますと女性のかたがハーゲンダッツ、ハーゲンダッツといわれて、え、自分のことかと。今私は月1回くらい保育園にいっています。保育園にいくと子供たちがよってくるんですね。気の毒そうな顔をして「おじちゃん、病気?」「おじちゃん、どうしたの?」「おじちゃん、治らないの?」ときいてくるんですね。そしたら今は自分に余裕があるので、「みんな、いずれこうなるんだよ」といつたりできるんです。そうすると保育師さんたちがすぐにきて、「やめてください、子供の心の傷にならたらどうするんですか」というんですね。なぜこういう話をするかというと以前と私の気持ちがまったくちがうんですね。こうなりますと心理的虐待、こういうとみな心理的虐待とはつきりしてない。ひとによってちがいます。同じ人でもいわれる時期でちがいます。とってもわかりづらい。まったく定義がむずかしい。いまでもあいまいな部分があります。定義を明確にするのが難しかった。これが社会問題化するのを遅らせたといわれています。もうひとつは自業自得がかなりあるといわれています。たとえば、児童虐待をかつてしていた親が、後年力が逆転して、子供が力を持つようになって、こんどは子供から虐待を仕返しされる。また男性はよく聞いてもらいたいのですが、いわゆる奥さんをないがしろにして、奥さんにずいぶんひどいことをしてきた。退職して要介護状態になると奥さんからいわゆるリベンジされることになる。私はそのへんはよく知っていますので、自分の妻には頭(こうべ)をたれるように毎日過ごしております。そうすると、やられている高齢者のはうだって、そのもとをつくったのは高齢者なんじゃないの?いわゆる自業自得論がかなりあります。社会問題じゃなくて自業自得なのでしかたがないという考え方方がとても根強くあります。わたしどものセンターにも、最近は法律ができましたので、すくなくなりましたが、法律ができる以前は偽善者扱いされました。かなりいやがらせの電話、Fax、メール多数きました。お前たちのやっていることは偽善である。なぜならば老人こそ日本の悪の根源である。長々と自分の両親のあくらつなことをいいつらねてA4に10数枚びっしり書いてきて、これでもお前たちは高齢者をまもれというのか。この息子さんは、この娘さんはうらみをもっているんだなど。そのくらい恨みを買っている部分があった。結果的には社会問題化することの足をひっぱることになった。高齢者虐待の一つの特徴です。これで長い間法律がなかった。平成18年に法律ができましたので、解消されております。法律がなかったため、人権侵害の問題として高齢者虐待があるとわかっていたけれども、第1線で仕事をする方たちは、根拠なしに対応せざるを得なかった。そういう時代が長くつづいていた。古くて新しい問題と呼ばれるようになっています。では法律ができましてなにがどうなったか。概略だけお話をいたしますが、簡単にいいますと、法律ができましたので、いわゆる行政の方々が責任主体となって、特に市町村ですけれどお高齢者虐待の問題について対応しなさいと明記された。それまではたとえば、警察ですね、家庭のなかはなかなか踏み込むのが難しかった。いちおう法律ができたので、それに基づいて対応できるようになった。その責任主体は市町村にあると明記されています。

それからわが国は世界的にみて 3 番目にできました。はじめはアメリカ。つぎが韓国。韓国の 1 年後に日本でした。そのなかで評価が高いのが要介護施設従事者法、介護する側が虐待している。サービスを提供する側が虐待していること含まれているのは国際的にも評価が高い。こうしたサービスを提供している医療従事者の方たちのことはあまり考えられていない。家庭内に限定されていることが多い。じゃあ、法律ではそのあいまいな虐待はどうなっているか。全部で 5 種類あります。身体的虐待、介護や世話の放棄放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待。これは専門的にいいますとかなり面倒くさいのですが、こう考えてください。まずじぶんが生まれてから現在までを振り返っていただいて、検証いたします。これまでの人生で耐えがたかったベスト 5 を短冊に書いてもらう。自分はどうダメージを受けたか。あとでグループになっておなじような経験をまとめますとだいたい 5 つくらいに分類される。身体的虐待、ネグレクト もともとは見殺しにされるという意味です。介護世話の放棄、放任。心理。性的。経済的。これが早期発見につなげることと直結している。定義があいまいなので、なかなか判断がつかない。通報が遅れることが多い。発見がむずかしい。判断を自分の体験をものさしにして早期発見につなげていくのは手っ取り早いのです。眼の前にいる老人を自分におきかえていただき、ご自分がこの立場だったら、これはとても耐え難いだろうな。痛くても悲しくてもくるしくてもなんでもOK。そういう状態だったら虐待の可能性がある。イコール虐待ではないが、虐待の可能性があるとなれば早期発見につながりやすいわけです。なにもとくべつな資料は必要ありません。これまでのつらい体験ベスト 5 タイトルはなんでもいいが、みなさん、耐えがたきを耐え という経験がひとつやふたつや五つはある。私は幼稚園のときにジャングルジムの上で突き飛ばされて救急車で運ばれた経験がある。そんなことをすれば身体的虐待になるとわかります。高齢者の方がジャングルジムの上にいるかですけど。また大学生の時にとても好きだった人と付き合いしていた。大學を卒業したらすぐに・・・くらいの勢いだった。ところがあるとき二股を掛けられていたことがわかった。そのときのつらさたるや、これにはたいへん傷つきました。いまでも心の傷として残っています。心理的虐待となります。日本人はものすごく几帳面なので納得されない。そんなことでいいのかといわれたりしますのでチェックリストをつけています。あいまいだったことがすこし明確になります。複数あればかなり明確になります。厚労省、東京都のマニュアルにもあります。千葉県にも活用されているものになったものです。

じゃあ、虐待の疑いが濃厚となりました。それでもまだ判然としません。2 番目のポイントとしてみわかるコツ。こんどは虐待をしているんじゃないかと疑われているほうの人眼に向けてみます。みなさんの主観でけっこうです。手加減があるかないかです。これで見極めるのが効果的です。さきほどアザが 3 つなら OK、4 つなら虐待 というような明確な基準はないと申し上げました。そこで役に立つの手加減です。たとえば経済的虐待があります。不正にお年寄りからお金をとっちゃう。わたし自身の自虐行為があります。私は無類の、のん兵衛です。のみにいく機会が多くあります。お金がどうしてもたりない。あと 3

日後に飲み会がある。そういうときにはなぜか高齢の両親が早寝してしまう。ふとリビングのテーブルの上に親のサイフがおいてある。そうするとサイフがわたしにまるで呼びかけてい るような気がする。私の中身を確認してみなさいと。あ、そうですかといつてみると5万5千円入っている。5千円とっちゃって、未來永劫返すあてのない借金になります。これは手加減している。5万円とて5千円返しているわけではない。手加減している。自分たちの生活が苦しい、お酒に使っちゃう、ギャンブルなど理由はいろいろあるが、これが5万円とっちゃって5千円残す・・。要介護状態のお年寄りだと病院にいかなければいけないのに病院にいけない。医療費が払えない。介護サービスが受けられない。そうするとこれは虐待になる。手加減があるかどうかが役に立ちます。かなりの部分がみわけることができます。

手加減がないんじゃないかと思われた段階で、介護サービス、医療のお仕事をおこなっているアロフェンショナルな皆様方なら地域包括センター、市町村の高齢者虐待の窓口に迷わずご連絡、ご相談の時期です。専門家の方々は自分が虐待かどうかの証拠集めをして自分が、虐待かどうかの判断しなくちゃいけないと思い込んでいる方もいらっしゃいます。通報自体はまったくそのようなことはございません。もう単に胸騒ぎがただけで早めに通報したほうが越したこととはございません。手加減がないとおもっただけで、通報したら早期発見、早期対応が可能になります。自分の心の中でとどめておくほうがよろしくありません。

話を最初の方にもどしますが、では虐待が日本のなかでどのくらいおこなわれているか。毎年、厚労省が市町村に通報があった件数の統計をとっています。平成20年度の統計をみると、家庭の中で養護者、養護者といいますのは、現に養護をしている者、圧倒的に同居家族が多いです。通報は2万件弱くらいありましたが、虐待を確認されたのが、1万4,889件。虐待をされる方は8割近い方が女性。半分くらいが認知症あり。いわゆる虚弱な方が多い。虐待者はNO1が息子で40%くらい。それから夫、娘。意外と高齢者虐待防止法ができるまでは、介護者であるいわゆるお嫁さんが虐待をしている件数が多かつた。それはお嫁さんが多かったというよりは統計の取り方が科学的でなかったのが反省点としていわれています。介護保険が導入後、介護者はかなり女性におんぶにだっこだった。介護者はお嫁さんの割合が多かつた。そのために虐待の統計をとっても、当事者の方々はほとんど声を上げてくれませんから、間接的に介護サービスなどを提供している方に調査をすると、結果的にはお嫁さんが多かつた。もう少しちゃんと科学的に統計をとってみると、いちやくトップは息子というのがあきらかになった。ついで夫と。いわゆるドメスティックバイオレンスのながれをずっともっているようなケースがかなり含まれている。これが日本の虐待者の特徴のひとつです。

虐待の種類ですが、やはり身体的虐待、暴力、暴行が多い。心理的、精神的、経済的虐待。経済的虐待はなかなか表にでない。それから表に出たとしても保健診療の専門家では太刀打ちできない。どうしても弁護士さんなどに助けてもらわないと対応がしきれない。この件数は実はもっとも多いといわれています。わかったとしても対応ができないので、みんなふりをしているんじゃないかな。虐待の種類で虐待が行われているというのは、科学

的かというと疑問がある。身体的虐待が一番多い、ケマネージャーの試験ではそう書けば○ですが、科学的かというと？であります。

私ども虐待防止センターでは 10 年來相談を受け付けているが、一番多いのは経済的な問題をかかえている。虐待とまではいえなくとも相続の前振り、生きているうちに多くをとりたい、経済問題が背景にあるというのが非常に多い。

虐待の種類はじつは複数同時に行われていることが多い。たとえば通帳を渡さない。暴力をふるい、罵倒する、介護はしない。要介護状態の人をほったらかす。心理的にダメージをあたえ、ゼレクトもあり、単に独立して身体的虐待だけがおこなわれるというのではない。それから施設の中での虐待　これは年間 70 件という報告ですが、これも冰山の一角といわれています。よくマスコミから報道されますが、一説には 10 倍以上。ケガ違うといわれています。実際日本の中で高齢者虐待が行われている数です。

では一方的に私だけお話しても眠くなりますので、ちょっとした練習問題を皆さんにやつていただきたいと思います。レジメの 3 枚目をみてください。

虐待は全部で 5 種類あると申し上げました。練習問題をみてもらってみきわめていただこうと思います。どういう虐待の種類が含まれているでしょうか？　ちょっとお読みになつて周りの人とご相談していただきたいと思います。5 分くらいお時間をとりします。あまり考え込んで心筋梗塞や脳梗塞などになられても困りますから、あとで回答をおみせします。

それでは回答例をお配りいたします。

この演習問題、いろいろなところでやらせていただきますが、県民性がいろいろございます。收拾がつかなくなるくらい笑い声がでる地域もあれば、虐待のことを静かにまじめに考えられる地域もあります。

いまお配りさせていただいたのは、お読みいただければわかります。時間の関係もありますので、私が解説するようなやばなことはいたしません。先ほど申し上げたようなひとつの事例の中に複数虐待の種類が含まれていることが多くあります。もうひとつ、「介護ひとりで悩んでいませんか　悩みを相談・・」　事例に直結しているのが事例 3 番目。こういう状況でお嫁さんが虐待者というのはかわいそうじゃないか、と思う方も多いと思います。かわいそうか、かわいそうでないかは別にいたしまして、虐待かどうかの判断というのはあくまで高齢者の方のダメージで判断いたします。虐待かどうかの判断自体は介護者の方のたいへんさはあまり関係ないんです。ではまったくないかというとそうではなくて、高齢者虐待防止法というのは、法律名はもうちょっと長いのですが、重要なのは養護者を支援しましょうというのが重要なポイントです。なぜかといいますと、虐待をしてしまうような人は、それなりに何いろいろな理由があるので、虐待をしないように　しましうねというのが法律の主旨なんです。

高齢者虐待は罪なので断罪するんだというのが法律の精神ではない。虐待の判断については、虐待をしている方の条件はあまり考えなる必要はありませんが、そのままにしておくのかというと決してそうではありません。虐待をしないですむように看護者を支援しようというのが法律の柱です。

実際にどうして虐待が発生し、わたしたちは何をどうしたらいいか。簡単にポイント3つ。ではまず虐待がどうして発生するのか。諸説ありますが、単純に虐待虫というのがいて、一人ととんできて、パクつとかまれるとむしようにひとを虐待したくなる。そういう説明が単純なら楽なんですがそうではない。いろいろな条件が虐待の発生をうながすというんでしようか。虐待はよくいわれますが、虐待されやすい条件を持った方 なんといっても虚弱であること。より力が弱い、より認知症がある、より要介護度が高いなど、とにかく虚弱である。もう一つは5つの虐待行為、それ自体ではなくて、たとえば自分の暮らしがなりたたないので、だからお金がほしい。いうように虐待の5種類につながりやすいような動機をつよくもった人々。虐待をしてしまうのが、なにも虐待を直接的にするのではなくて、まわりからは虐待といわれることなんだけど、いろいろの理由から虐待行為をとつてしまいやすい動機を持った方々。

つい最近、マスコミ報道された事例で、看護師さんが6人の患者さんの肋骨を次々と骨折させた。その理由だと本人が言っているのが職場の人間関係のストレスだったと。直接的に高齢の方々を骨折させたかったんじゃないくて、ストレスがあったから、それを解決する手段として結果的にはそういうことになったと。虐待の方の多くは無自覚なんです。虐待行為そのものはよくないとわかっていても別に理由があつてそうする。虐待者支援、言葉がもっと虐待をしろと言っているように聞こえますが、擁護者、従事者のかたから虐待者支援。擁護者 虐待の動機とは必ずしも限りません。密室の中で行われる。介護の問題ですとか、経済的な依存をするとかそういう問題になりますと、密室の中に置かれるとなると虐待が発生しやすい。密室ですが物理的な密室だけではなくて、施設の中の虐待になると明確になりやすい。虐待をする人、される人だけではなくてそれ以外に観客といわれる人、傍観者といわれる人々がいる。この2種類の登場人物がいて、その人たちが人の壁となって密室性を非常に高めているといわれています。あるグループホームのケースがあります。

あるグループホームの新人職員が私どもに電話で相談されました。

内容は、自分の勤めているグループホームの先輩はあきらかに虐待行為をしていると思う。その内容は 雪のかなり深い寒い地域のグループホーム。その先輩は20年以上介護職の経験があつて他の職員は意見がなかなかかいえない。いばっている。その人が認知症の方、自分の気に入らない認知症の方を、しつけとか罰をあたえるといって裸にひんむいて外のつもつている雪の中に出して、つめたい水を上からぶっ掛ける、往復びんた、足げをするのは日常的だ。もちろん病院に救急車でいくようなことはしなけれど、そういう介護は日常的だった。「それは虐待だ」とある会議で新人職員が虐待だと指摘した。そしたら、別の先輩からどなりつけられた。「昨日今日きたような新人が先輩に対していいの、悪いの何か言うなんて

義理じゃないだろう」と。でも自分は納得できない、どうしたらいいでしょうか? と相談してくれた人がいました。

虐待している人とは別に、新人に「先輩に対してなんていうことを言うんだ」といった先輩は「観客」と呼ばれます。自分は虐待しないけれど、「もっとやれ、もっとやれ」というのに等しいことを言うのは「観客」といいます。自分の施設でそういうことを目撃している。でもそれをいうと自分がなにをいわれたり、されるのかわからないので、だまっておこう「傍観者」といいます。施設内虐待では、こういう観客、傍観者がとてもおおいです。人の壁となって、密室性を高めてしまうので、まわりからはなかなかわからない。とくに老人ホームでは虚弱な、虐待される条件をみんな満たしている、密室性が高い。ですからちょこっと動機を持った職員がいれば虐待など容易に発生する図式になっている。家庭の中の虐待においても同様のことが言えます。密室に虐待者、非虐待者の条件を満たしている人がいれば、容易に虐待がおこりやすい。じゃあ条件はどう満たしていくかというと、これにいろいろな要素がからんできます。虚弱、認知症、要介護状態、病気がち、さまざまな条件がある。虐待をする方にとってもストレス、経済問題、人間関係、組織としての問題などもあげられたりします。いくつも要素があってそういう状況をもつようになってしまう。ここで対応する上で2つポイントがある。

一つはおおくの虐待をしている方は無自覚。正論をいってあなたがやっていることはダメですよと言っても聞き入れてくれない。別の手立てを考える必要がある。もう一つはいろいろな要素があるので、多くの専門性を持っている多くの人たちが垣根を越えてひとつのチームとなって対応していくことが大前提になります。

もうひとつ、一応法律ができまして、従事者の方々がんばって対応しています。そのため何をするか、今回の講演会のような啓発、啓蒙をおおこなってみなさんに知って頂く。早めに対応すれば虐待ではない。予防的な活動。そのためにも傍観者を一人でも少なくすることがとても重要なんです。そのために講演会をやったり、パンフレットをつくって訴えかけて地域の中から一人でも傍観者を減らして、しかるべきところ包括支援センターに相談をしてもらうようにする。あるいは観客を一人でも減らして密室性を減らしていくと横につながりやすい考え方の根拠です。

従事者研修、自分たちで行うだけで1,000を超えてますが、従事者研修ではこういうことをお願いしている。

多くの方は何かいたましいことが起こると悪者探しをする。誰が悪者か。望ましくないことがおきると、どうしても原因探しをしたがる。こうなったのは、こういう原因があるからだ。それはある意味では物事を半分しかみていないことが多い。たとえば、児童虐待の被害にあってはいた息子さんへの対応としてこの息子は父親に子供の頃に相当ひどいめにあってはいたから、その仕返しとして今の暴力行為に及んでいるんだとなると、いまから過去は代えられませんから。取り返しがつかない。そのために、こうなったというと取り付くしまがない。そういうときは、たとえば殺されていない。この程度になっているのはどう

してか。そういう考えが重要。よい要素がある。恨みを持っているが、でも一方で父親は仕事では成功した人なので、その点は息子は尊敬に思っている。あるいは息子は、とてもまわりの人たちの評価を気にする人だから、まわりの人に知られたくないと恐れている。そんなことをしたら回りにはれちやうよというのが効果的だったりする。この程度で済んでいるというのをみんなで情報を集めて、アドバイスをして、考えていく。取っ掛かりの部分としては、道筋をつかむのが虐待の擁護者支援に役に立つ考え方だと思います。

でもそういうのも緊急事態になると、プラス面だけをみていては死んじゃいますので。とくに生命、身体は医師の専門的な意見、財産などは弁護士さんの専門的な意見を欠かしてはならない。これをわりと勝手に判断しておおさわぎをしている事例が実に多い。ああでもない、こうでもないと議論していく悪化している。重要なことは専門家を見つけて見立てを立ててもらう。相談していくいいのか、そんな悠長なことはいっていられないのか、無理やりでも分離しなければいけないのか。体系だって考える。緊急事態にはすぐに対応しないと間に合わない。会議を招集して対応する。そうしているところはうまくいくし、そうでないといつまでも解決しない。

最後に高齢者虐待の事例につきましては、なによりも現場の方々へのサポート、つまりかなりたいへんな事例が多い。役所の方や実際に虐待に対応する方もそうなんですが、その方々ソタルヘルスのケアをしないと燃え尽きちゃう。人間はどうしても痛ましいことがあると心の中がきずができます。その手当てをしないでほったらかしておくと、ある日突然やる気がなくなる。優秀な職員から順にやめていっちゃう最悪の事態、そういうことが起ります。一所懸命がんばっておられる従事者の方をどうエンパワーするかの視点が欠かせない。講演をしていて、会場の中からすすり泣くようなことがよくある。本当にたいへんなんです。報酬も多いわけではないし大変なんですね。そういうまじめな従事者の方をどう精神的にフォローしていくかが重要な対策なんです。

ではちょうど時間ですので、いったん締めさせて頂きます。御清聴ありがとうございました。

質疑 司会 フロアの方からご質問ありましたらぜひどうぞ。

質問 訪問看護ステーション 看護師から。普段、ご自宅にうかがって介護のお手伝いをしています。さきほど密室になりやすいといっていたお家のなかなんんですけど。身近なお話を聞いていただいて、お聞きしていて あれって思うことがあって、便漏れしちゃうから、しばりましたとか、ちょっとつねっちゃんたんです、とか言われたことがあったので思い出しながら聞いていたんです。私たちも傍観者の一人なのかなって思いながら、お話を聞きしていたのでけど。身近な現場でそれ以上ひどくならないようにするには、どうしたらいいのかアドバイスいただけたら。

講師：まず第一に手っ取り早くできるのは、ほめ殺しをしますね。とりあえず。子供にはよくやりますが。たとえばお友達をなぐっちゃった子供。〇〇君、えらかったね。3発でやめたものね。自分の力をコントロールできるね。こんどは3発にしようね。

通報というと言葉がきつい感じがしますけれど、行政、まわりのかたがたチームであとは家族間はとてもたいへんはたいへん。律儀にきまじめ介護の落とし穴じゃないですけど、やっておられる方々の心を以下に和らげるかが重要だと思います。

あえて基本的に日本の家族の方に介護の義務はない。やっているという気持ちを持つちゃいけないといいますが、それはおかしなこと。やってあげている。評価しサポートしてあげる。やってあげている部分を評価してほめ殺し。それでもダメならばやくに別のことを考える。あとはそれがいつまでつづくのか、解消してあげる。実際いつごろまでに老人ホームにはいるめどまで、それまでがんばりましょうと。出口が見えない。それがとてもつらい。いつまでこのじょうきょうがつづくのか。いっしょに考えることがとても有効な方法じゃないかな。

司会：他にご質問等ありませんでしょうか？ どうぞ。

地域包括支援センター から 職員のエンパワー 具体的な例がありましたら、教えてください。

講師：私どものセンターには精神科の医師がおります。教えて頂きながらやっています。つらい体験をした方にはできるだけはやくそのことを言葉で表現して頂く守られた環境を提供する。外部に漏れない環境で表現して頂くようにする。昨晚首をつりましたということがあったら、朝第一発見者の職員は、自殺を発見した、そういう経験をした人はつらくなつてやめてしまう。その人の責任じゃあ、まったくないんですが。被害者みたいなものなんです。職員の方も。犯罪被害者ほどきっちりやらなくても、だいたい類するような感じのことをすると職員の方はながづきするんじゃないでしょうか。

司会 あとお一人 どうぞ。

東葛健康 友の会会員から

皆さん、介護の現場の方がおおいようで、私はかかわっていないんですが、母を介護した経験があります。亡くなるまで認知症があって、結構たいへんな時期がありました。いま考えてみると、私も相当厳しいことを言ったかなあ？ ってあります。本人はわかってくれば、もっともっと抵抗する。母にもっと優しい言葉をかけてあげればよかったかなあと反省しているんですが。実際こんどは私の身になってきて。主人は9歳上で認知が悪くなっている。物忘れやできないことが多くなってきて。以前はこういうことができたはずなのに、どうして今はできないんだろうとあせりがでできます。自分も相手をいじめている

んじゃないかなって言葉の上ですけど。そういうことが多くなってくるんです。家庭の中でそういうことが起きてくる。あと地域の中でコミュニケーションがすくないですよね。明らかにそうなっているんじゃないかなってことも見えてこない状況で。亡くなったあとであそこにお年よりがいたんだって？と聞くことがたくさんあります。どうしていたのか、わからな。老人会がうちの団地はすごく活発で、いろんな方が出てくるんですけど、お誘いに行くとご本人じゃなくて、ご家族が最初から拒否反応を起こして「うちのは行きません」となるべく外に出て家のことを言われるのが困ると断られることが多いそうなんです。どうやってコミュニケーションをとっていたらいいのかなって。そういう方々がどういう状況でお家の中にいるのかなってすごく気になります。常に介護の現場の方が入っていれば、全部見えてきますし、病気になつたら怪我をしているとか、傷ついているとか医療関係の方ならわかりますし。そうでなくて亡くなっていた方で相当つらい思いをしてお家の中でいた方がいるんじゃないかなって？地域の中でどうやってささえていくか。そういうシステムができるところがあるんでしょうか？

講師：まさにとても鋭い、最先端の課題をご指摘くださいました。いま、相模原市でまさにいまおっしゃられたことを何とかしなきやということで安心、安全の地域ケアシステムなんとか、私副委員長なんですが、地域の中で関係するか方々、住民をふくめてなんとかしなきやね。アヘンをだしあって、どうすれば目のいきわたった地域がつくれるか。知恵を出し合っている状況です。多くの自治体がそうであつてほしいのですが、なかなかそこまではいきわたっていないのが現状です。地縁、血縁が希薄になってまいりましたし、孤立化するとくに独居、高齢者の世帯の方が多くなっておりますので、真剣にかんがえていかなければいけない。そのときにたつた一人や二人でがんばるのではなく、ネットワーク化して知恵、力をあつめていかなければいけない。アメリカなどでも高齢者虐待の発生率、その解決率などが地価を決めるパロマーターの一つになっている。この地域だと孤独で死亡、虐待ではつたらかしになるのではなくて、ちょっとおせつかいをするのをうりにする地域といいましょうか。どちらかというとそういう地域に住みたいという方が多い。日本でもそういった機運が高まってくれればいいんじゃないかと思います。

司会：いくつか質問がきていますので、再度回答します。

再びお話させていただきます。いまの弁護士先生のお話でございますが、日本の中でできているのは44% 流山市は44%にはいっているので先進的といえます。  
①雪国のグループホーム職員の訴えはその後どうなりましたか？  
職員の場合、内部告発になります。市町村の窓口に通報することが義務付けられています。

さきほどご紹介した70件のうちかなりの部分は内部告発を発端にしていますが、元職員という形が多いです。高齢者虐待防止法では通報、内部告発をしたという理由で降格人事をするとか理不尽な人事異動をしてはならないとなっているんですが、実際には特定されていざらくなるというのを心配して、ほとんどが退職した後です。このケースはよっぽど職員が腹がたったんでしょうね。グループホームの件は内部告発、市に訴えました。監査が入って相当ひどかったものですから、このグループホームはおとりつぶしになりました。いくら20年の経験があるといっても、裸にした理由が、自分の腹がたったから。水をぶっ掛ける、気にいらなければ往復ピンタというのが日常的だったんではさすがにひどい。

もうちょっと規模が大きい施設だと、虐待とまでいえなくとも特定の職員が望ましくないことをしているという場合に相談があることがあります。そういう場合にお勧めしているのが、ご自分と同じような問題意識を持った人を集めて施設の中で議論をする活動がおすすめですね。いきなり通報しましても、行政が監査に入りますけれども、そのときに証拠がないとどうにもならない。警察が入るような検査の仕方はできるわけありません。どうしても限界があります。そうすると施設の中では自浄作用を働かせる、それが第一の選択。よほどの場合でなかつたら別ですが、そうでなくて ちょっと望ましくない、虐待とおぼしき場合は、第一に施設の中で自浄作用を働かせる、その起爆剤というとなんですが、そういう問題提起をする。ひとりでは多勢に無勢になりますので、ひとりでも傍観者をやめるような職員をあつめる活動をする。

これが雪国グループホームの顛末です。

次の質問は『民生委員さんが看護サービスの契約手続きを行うことが可能でしょうか?』ご家族は民生委員さんにおねがいしたいという意向を示した。

これは望ましくないと思います。いちおうきちんと生活自立支援事業ですかがありますので、それを使うことをお勧めします。裏技的なことはできないことはないですが、脱法されされることも。それは慎重にしなければいけませんし、民生委員さんが契約行為を行行するようなことは望ましくないです。サービスをお使いください。

次の質問 「孤独、独居のおとしよりについて。子供のネグレクトのようなことがとても多い。子供が親に無関心。 かかわりを拒否することがとても多くても困っている。介護保険で義務感がなくなってきたいのでは。高齢者が主体的に考えたり、発言をするなどをしない努力不足を感じる。 現実をどう整理してよいか教えてください。」

これも重要です。経済的虐待についてのアメリカの例ですが、アメリカは何をやるかというと、高齢者虐待にあわないために、高齢者はもっとしっかりせよと 分厚いマニュアルを作成している。「あなた方がきちんとしないと経済的虐待など火種を撒き散らすのよ」と研修している

る。ところが日本でそれをやろうと思っても、ファインシャルプランナーの方々が「年金すぐないですね、倍になりますよ」とやると押すな押すなと大盛況になります。経済的虐待について専門家にきてもらっても閑古鳥がなくのが現状です。なにをいいたいかというと、日本の高齢者の方は弱過ぎる。意見をきちんと持つてそういう活動はきちんとしたほうがよい。高齢者の方がもっときちんと意見を述べるべきだ。高齢者虐待防止にかかるわれわれ以外にも高齢者本人がそういうことをしないとのぞましくないことになる。もっともっと積極的に発言する機会、団体をおやりになったほうがいいと思います。

アメリカ、ヨーロッパでは退職した人たちの団体が政治的な力を持っている。そこを怒らせるとたいへんなことになる。政府もむげにできないくらいの圧力団体で力を持っている。日本はどうかというとわりとよわっちいです。高齢者自身の権利を守るのは第一義的には自分自身ですから。積極的に意見を言っていただきたい。

戦後、「親の扶養」など日本はあまり議論してこなかった。いわゆる「家制度」がなくなつて60数年立ちますけど、いまだに「嫁に行くと逝かない」などというのは、おかしい。でもそれに変わりうる日本があたらしい家族システムについてはいまひとつです。家族のことについて議論をしてこなかった。高度経済成長によってお金のことはありましたが、肝心な家族のこと、介護のことなどは無頓着だった。あたらしい日本の家族システムのありかたをいろんなところで議論して考えていくのが望ましいと思います。この議論は避けては通れないと思います。

質問「被虐待者、養護者支援における心理的ケアの現状と課題は？」

これはできる人がいないのが一番のなやみどころです。私自身はもう25年くらいソーシャルワーカーをやっていますけれども、本当はカウンセリング程度は社会福祉士さんができるべきなんです。ところができる人がほとんどいない。なぜなら大學、大学院の教育でそういうことをやつていない。現場に行くと、現場でもそういうトレーニングはない。よくスーパーバイザーとよく言いますが、外国からみると日本はスーパービジョンの域なんかとても達していません。

教える人もいなければ、できる人もいない。臨床福祉 臨床家として教育システムをきちんと確立しないと話にならないと思います。

第2にとりあえずできそうな人は臨床心理士さんたち。人は少ないし国家資格ではない。あちこちでやってくれるのかというとやってくれない。このあたりも難しい。人がいないですから。では精神科のお医者さんはどうか。なんとかなるか、いそがしくてできない。このあたりのところが人材不足。現に従事者研修の中で最もニーズが高いのは、こういう実際に対応しなければいけませんから。このあたりだれかおしえてくれませんかというのが多く言われています。大学教育、資格制度の中身を含めてきちんとするのが重要だと思います。

社会福祉養成協会の事務局長を自分の先輩がやっているのですが、国家資格を持っていて、資格を取得した後であぶなくて仕事を任せられないのが社会福祉士と介護福祉士なんです

ね。冗談じゃなくてこんなことをいうのは、ゆゆしきことなんです。たとえば看護師さんだったら、注射をするのは 3 ヶ月待ってください。練習しますからといふのではない。つまりそれは養成をするところに欠陥がある。専門家といわれてもできないんじや話しにならない。ここはきちんとしないといけない。

質問 「親子、夫婦の共依存の問題について分離の事例が知りたい。」

これは難しいですね。申し上げたいのは、「共依存」の言葉が独り歩きしはじめちゃった。共依存の本が売れちゃったんで、みんな「共依存」、「共依存」と言えばすむと思っている。本来的な共依存は定義がきっちりなされていて、そういう話かとおもって聞くと、單にもたれあっている夫婦の話で、もたれあっていない夫婦はよっぽど問題なのかと。専門的な共依存という言葉をはやらしたほうがいい。これ以外にも「アダルチャイルド」というような専門的というよりは大衆に媚びたような本が売れるとき半分専門、半分うーんとそういう言葉に踊らされる人が多い。

分離の例 むずかしいですね。やむをえない処置として行政処分によって分離を行います。本当の意味で共依存はやっかいですね。老人ホームの方が犠牲になったりします。役所の方が分離をやって、矛先が役所にいっても矛があかないでの、施設に 2 時間も 3 時間も電話してきてまるで八百屋でなんで肉を売らないんだというような筋道いのことをねちねちとやられて、職員がまいってしまう。対応はたしかにたいへん。施設にいったん入っても高齢者の方が ちょっと調子がよくなってくると自分で何もできないのに、「健ちゃんが心配。」 56 の息子が健ちゃんもないだろう。「あの子は本当は悪い子じゃない。」十分悪いってば。親子の問題などにも今後かかわりをもって対応したいと考えております。専門家の方に教えて頂こうというのもあります、高齢者虐待防止法という法ができましたので、法律制定以前よりもはるかに専門家同士が話をするようなことが増えております。成功事例、失敗事例が積み重なっています。学会はありませんが、こうしたらうまくいった、うまくいかなかった。44% の自治体のみなさんですから、他の 56% の自治体のみなさんお教えられると思います。ケースがあつまってきてノウハウが蓄積されてみんなで盛り上げてみんなで学ぶことが出てくると思います。

私どもの従事者研修というのはノウハウ、アドバイスを集積いたしまして現場の方に対してエンパワーですね、道具といいますか、これをもってがんばんなさいよってしたいと思っています。皆さん、是非教えてくださいとお願いします。